

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

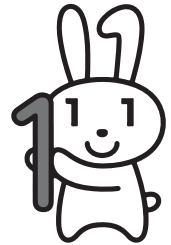
マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●4月の開設日

開設日 4月12日(日) 受付時間 9時～11時45分 受付場所 住民環境課窓口

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

- 持ち物** <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、本人確認書類
- <カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
- <電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード



【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既にご送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくらう!」<https://www.kojinbango-card.go.jp>をご覧ください。

次の休日窓口開設日は5月10日(日)です。※予約は4月13日(月)8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問申 住民環境課 ☎32-1104

外国人のための相談窓口を開設します

ようろうちよう にはんご ふな がいこくじん あんしん く にちじょうせいかつ こま そうだん
養老町では、まだ日本語が不慣れな外国人であっても安心して暮らせるよう、日常生活のお困りごとを相談できる窓口を開設します。相談は無料ですが、事前予約が必要です。

- 相談できる時間 毎月 第3木曜日 13時30分～16時30分
- 相談場所 毎月開催する場所が変わりますので
右記QRコードまたはご予約の際にご確認ください
- 相談できること
 - ・日常生活に関すること
 - ・町役場での手続きや窓口の案内
 - ・役立つ情報の提供



外国人相談窓口について
(町ホームページ)



外国人相談者 通訳オペレーター 役場窓口

相談員が、通訳オペレーターとの三者間通話や翻訳機を使って相談に応えます。

相談員が、通訳オペレーターとの三者間通話や翻訳機を使って相談に応えます。

外国人相談予約専用電話

☎070-6466-3885

問申 住民環境課 ☎32-1104